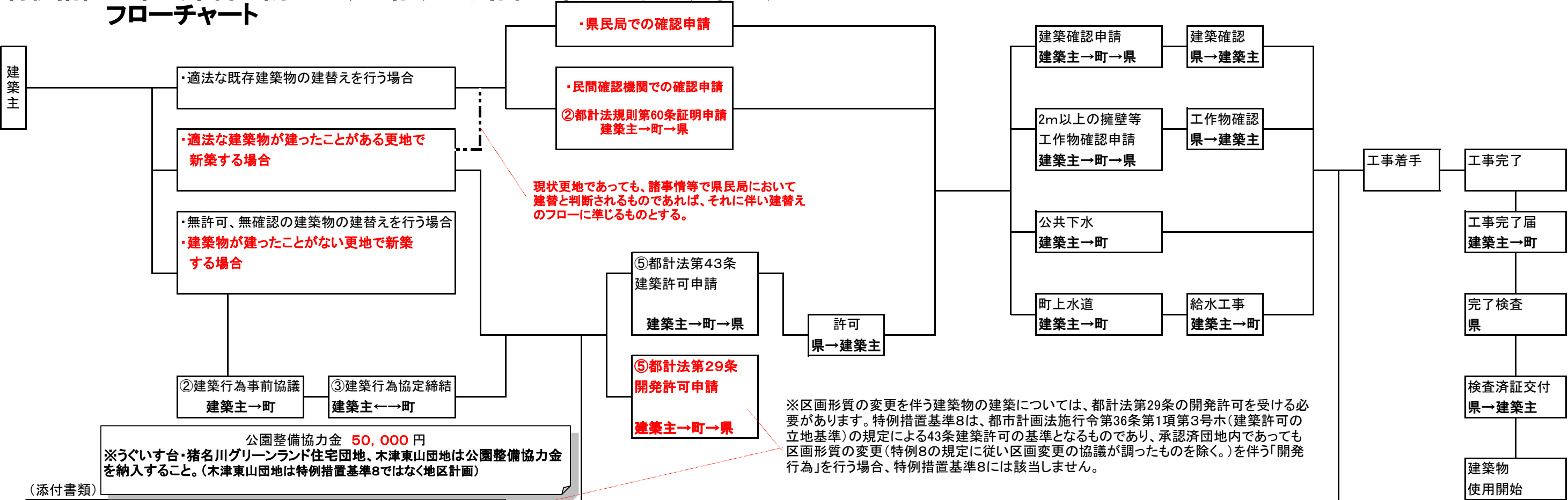


特例措置基準8(市街化調整区域に存する既存住宅団地の自己用住宅)
フローチャート



(添付書類)

	②建築行為承認申請	⑤法第43条申請	※法第29条申請
委任状	○	○	○
附近見取図	○	○	○
敷地現況図	○	○	○
敷地横断面図	○		
求積図(道路接道延長の確認できるもの)	○	○	○
配置図	○	○	○
平面図	○	○	○
立面図(2面以上)	○	○	○
土地利用計画断面図	○	○	○
字限図	○	○	○
登記簿謄本	○	○	○
理由書		○	
排水・給水計画平面図	○	○	○
排水計画縦断面図	○	○	○
排水施設構造図			○
排水流域図			○
造成計画平面図			○
造成計画縦横断面図			○
構造・規模図書		○	○
防災計画図			○
町長との協定書の写し		○	
暫定措置対象団地承認通知書写し	○	○	
その他町長が必要と認める図書 (自治会長へ説明したことの確認資料)	○		

建築行為取扱承認基準(注意事項)

- ① 特例措置対象団地承認区域内でかつ、1宅地かねがね200㎡以上(団地によっては150㎡以上)の敷地であること。
- ② 容積率100%以下、建蔽率60%以下及び、地上部の階数2、最高高さ10m以内であること。
- ③ うぐいす台・猪名川グリーンランド住宅団地、木津東山住宅地は公園整備協力金を納入すること。(木津東山団地は特例措置基準8ではなく地区計画)
- ④ 都計法第43条の許可を受ける際、都計法施行令第36条の基準を満たすことが必要であり、特に旭ヶ丘住宅団地は、敷地の安全性について確認し、対策を講じること。